

東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業実施要綱

- (制定) 平成 26 年 3 月 31 日付 25 環政政第 552 号環境局長決定
(一部改正) 平成 27 年 3 月 27 日付 26 環総政第 617 号環境局長決定
(一部改正) 平成 28 年 3 月 28 日付 27 環総政第 1119 号環境局長決定
(一部改正) 平成 29 年 3 月 28 日付 28 環総政第 1070 号環境局長決定
(一部改正) 平成 30 年 3 月 23 日付 29 環総政第 904 号環境局長決定

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の区市町村（以下単に「区市町村」という。）と連携し、広域的環境課題への対応を図ることにより、東京の環境政策を一層推進することを目的として行う「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

- 1 都は、東京の広域的環境課題の解決に資する事業又は地域特性や地域資源を活用した事業を実施する区市町村に対し、当該事業に係る経費の一部を補助する。
- 2 1 の補助を受けた区市町村は、都と連携して事業を進めるとともに、他の区市町村に対する取組誘導等、事業の広域化に向けた取組を行う。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）
- 2 規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）
- 3 中小規模事業所 事業所（条例第 5 条の 7 第 6 号の事業所をいう。以下同じ。）又は事業所内に設置する事務所、営業所等のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量（規則第 4 条第 1 項の原油換算エネルギー使用量をいう。）が 1,500kl 未満のもの（条例第 5 条の 7 第 8 号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。）
- 4 テナント等事業者 建物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者
- 5 中小企業等 法人又は個人で事業活動を行う者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する会社に該当しない会社を除く。）

第 4 本事業の具体的な内容

- 1 広域的環境課題の解決に資する事業等に係る経費の補助

(1) 補助事業の実施主体

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

(2) 補助事業の内容

補助事業は、区市町村による地域住民等と連携した取組又は地域の実情に応じた取組を含む事業であって、当該取組を区市町村の区域内外に普及拡大することにより、広域的環境課題への対応が図られる事業として、別表の補助事業の内容の欄に掲げるもの（当該事業のうち、都がその環境施策の推進のため別途自ら又は他の機関を活用して行う補助金の補助対象部分を除く。）とする。

(3) 事業方針の策定

都は、補助事業の目的等、補助事業の詳細を定める事業方針を別に策定し、区市町村に明示する。

(4) 補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、区市町村の取組に要する経費として、別表の補助対象経費の欄に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(5) 補助金交付額

補助金の交付額は、補助事業ごとに、補助対象経費（補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、これらを控除した額）の2分の1以内とし、その合計額とする。

(6) 補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の4月1日から3月31日までのものに対して交付する。なお、複数年度にわたる補助事業については、継続して補助金の交付を受けられる期間は、原則として最長3年間とする。

(7) 補助金の交付決定の手続

補助金の交付申請の審査は、都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）の職員等で構成する審査会を設置して、行うものとする。

2 区市町村による都と連携した取組等

(1) 事業方針に沿った取組

補助金の交付対象となった区市町村（以下「補助対象区市町村」という。）は、1（3）に定める事業方針に沿って事業を実施するとともに、都の求めに応じ、補助事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の報告その他の協力をするものとする。

(2) 事業の広域化に向けた取組

補助対象区市町村は、近隣自治体との連携による事業実施又は取組内容の積極的な周知により、事業の広域化に努めるものとする。

(3) 指導・助言

都は、必要に応じて、補助対象区市町村の取組に対して指導・助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公社に対し、第4の1による補助金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(1) 2の基金を原資として、第4の1による補助金の交付を行うこと。

(2) 第4の2による補助対象区市町村への指導・助言並びに補助対象区市町村からの報告の徴収、

並びに補助事業の効果等に関する分析・検証及び分析・検証の結果について都への報告を行うこと。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

第7 予算額等

- 1 第6に定める本事業の実施期間における補助金の予算額総額は50億円とする。
- 2 各年度における補助金の交付額総額は、原則として5億円を上限とする。

第8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5については、本事業の執行に必要な公社の定款変更が承認された日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 補助事業の種類、内容及び補助対象経費（第4関係）

1 広域的環境課題に対する区市町村の取組を都内全域に拡大

| 補助事業の種類 (メニュー) | 補助事業の内容 | 補助対象経費 |
|--|---|---|
| (1) 家庭の省エネム ーブメント促進事業 | <p>ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、地域に密着した団体（町会、商店会、NPO、小学校、幼稚園、マンション管理組合等）と連携し、地域ぐるみの取組を促すものであること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量（電気、ガス及び灯油の使用量をいう。以下同じ。）及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。以下同じ。）（経済的インセンティブの原資に係る経費を除く。）</p> |
| (2) 省エネルギー診 断等を活用した中小 規模事業所の省エネ ルギー対策事業 | <p>ア 中小規模事業所における、節電その他の省エネルギー対策を実施する事業者で組織される団体との連携により行う取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 中小規模事業所の所有者又はテナント等事業者（以下「中小規模事業所所有者等」という。）であって、かつ、中小企業等である者に対し、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等（購入、リース及び設置工事（設計を含む。）をいう。以下同じ。）の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器は、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器であること。</p> <p>② 中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション 21 の認証取得の補助を行うこと。</p> <p>③ 中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| | <p>化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断の受診を推進するとともに、各区市町村の各地域における中小企業等を対象とした、当該診断に基づく節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を目的とした報告会等を行うこと。</p> <p>(イ) 必要に応じて、ア(ア)①により創出した事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量を活用し、都内中小クレジットを創出する取組を行うこと。この場合においては、都内中小クレジットの申請等に係る業務を行う事業者（以下「支援事業者」という。）を公募するとともに、支援事業者に対し次の事項を実施させること。</p> <p>① 都内中小クレジットの発行に当たり、中小規模事業所所有者等が行うべき手続を支援すること。</p> <p>② ①により支援事業者が都内中小クレジットの発行を受けることについて、中小規模事業所所有者等から同意を得ること。</p> <p>③ 中小規模事業所所有者等に対し、②により発行を受けた都内中小クレジットの量に応じた対価の支払その他のメリットを提供すること。</p> <p>④ ②により発行を受けた都内中小クレジットを大規模事業所（中小規模事業所以外の事業所をいう。）の所有者等へ販売することで、地域内等での排出量取引の促進に努めること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | |
| <p>(3) 賢い節電のためのLED活用事業</p> | <p>ア 家庭における、既設の照明器具（又はランプ）からLED照明器具（又はLEDランプ）への交換を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 既設の照明器具（又はランプ）は、LEDを使用した製品以外であること。</p> <p>(イ) LED照明器具（又はLEDランプ）は、既設の照明器具（又はランプ）よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO2</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| | <p>排出量の削減効果の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | |
| (4) 暑さ対策推進事業 | <p>ア 暑さ対策を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 区市町村が、即時的に局所の暑さを緩和するため、打ち水イベントを実施すること。この場合においては、水の有効利用のため、雨水や風呂の残り湯など二次利用水を利用したものに限る。</p> <p>(イ) 個人及び団体が行う打ち水等の暑さ対策を支援すること。打ち水を実施する場合は、二次利用水の利用に努めるよう促すこと。</p> <p>(ウ) 区市町村及び地域に密着した団体が実施するイベント等において、区市町村及びイベント主催者が微細ミストや日除け等、暑さ対策のための機器等をレンタルし、活用すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、暑さ対策推進に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金</p> |
| (5) 生物多様性保全のための計画策定事業 | <p>ア 生物多様性の保全のための計画であって、次のいずれかに該当するものを策定する取組を実施すること。</p> <p>(ア) 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略（以下「生物多様性地域戦略」という。）</p> <p>(イ) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）</p> <p>(ウ) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）</p> <p>イ 地域連携保全活動計画又は防除実施計画を策定する取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等</p> |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| | <p>基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の生物多様性の保全に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | |
| (6) 外来種の積極的防除事業 | <p>ア 防除実施計画若しくは地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、取組内容等の定めがある防除計画であって知事が適当と認めるもの（以下「知事が適当と認める防除計画」という。）に基づき、地域住民と連携して、各区市町村の区域内における外来種の捕獲、採取、殺処分その他の防除の取組を実施すること。</p> <p>イ 知事が適当と認める防除計画に基づき、アの取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、外来種の防除を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金 |
| (7) 古紙持ち去り問題対策事業 | <p>ア 事業者で組織される団体、町会、自治会、近隣区市町村、その他民間団体等との連携により、地域における古紙の持ち去り行為の根絶に向けた健全なリサイクルシステムの構築に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、地域における古紙の持ち去りの防止を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金 |
| (8) 水銀含有廃棄物の適正処理の推進事業 | <p>ア 水銀含有廃棄物の適正処理を推進する取組であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 水銀含有廃棄物の適正処理に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、水銀含有廃棄物の適正処理に係る体制整備のために必 |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>(イ) (ア)の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、水銀含有廃棄物の適正処理を実施するための計画を策定すること。</p> <p>(ウ) (ア)の取組の実施において、回収し、又は収集・運搬した水銀含有廃棄物については適正処理を行うこと。このうち、水銀含有廃棄物から回収した水銀については、埋立処分によらず、安全かつ安定的な処分をすること。</p> <p>(エ) 必要に応じて、水銀含有廃棄物の適正処理に資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、水銀含有廃棄物の適正処理の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>要な経費に限る。)</p> |
| <p>(9) 金属資源循環利用のための小型電子機器等再資源化促進事業</p> | <p>ア 小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）のリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 小型電子機器等のリサイクルに係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>(イ) (ア)の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した小型電子機器等については、認定事業者（小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定を受けた者をいう。）に引き渡すこと。</p> <p>(ウ) (ア)の取組の結果を踏まえて、レアメタルその他の有用な金属の再資源化（小型家電リサイクル法第 2 条第 3 項に規定する再資源化をいう。）を前提とした小型電子機器等のリサイクルを実施するための計画を策定すること。なお、レアメタルその他有用金属の効果的な循環利用を推進するため、あらかじめ都と調整の上、回収品目、回収鉱種等の条件を計画中に設定すること。</p> <p>(エ) 必要に応じて、小型電子機器等のリサイクルに資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、小型電子機</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、小型電子機器等のリサイクルに係る体制整備のために必要な経費に限る。)</p> |

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| | <p>器等のリサイクルの推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | |
| <p>(10) 食品ロス・リサイクル対策の推進事業</p> | <p>ア 食品ロス削減対策や事業系食品廃棄物対策を推進する取組であって、住民、NPO、事業者で組織される団体等との連携により、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 家庭や事業者に対する食品ロスを削減する取組であって、一般廃棄物における家庭系及び事業系の食品ロスの実態に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</p> <p>(イ) 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>① 事業系食品廃棄物のリサイクル又は排出抑制に係る指導又は助言を実施すること。</p> <p>② 必要に応じて、事業系食品廃棄物のリサイクルに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、食品ロスの削減又は食品廃棄物発生抑制及びリサイクルを実施するための計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |
| <p>(11) 在宅医療廃棄物の適正処理の推進事業</p> | <p>ア 地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のために、医療機関、薬剤師会その他民間団体等との連携により、在宅医療廃棄物の適正処理に係る調査、事業の実施その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のための計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

| | | |
|------------------------------|--|-----------------------------|
| <p>(12) 災害廃棄物処理計画の策定促進事業</p> | <p>ア 環境省が策定した災害廃棄物対策指針に基づき、地域の実情を踏まえ、災害廃棄物処理計画又はその他の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための具体的な計画（以下「災害廃棄物処理計画等」という。）を策定する取組を実施すること。</p> <p>イ 必要に応じて、災害廃棄物処理計画等を円滑に運営するためのマニュアル等を策定する取組を実施すること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理計画等策定に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等</p> |
|------------------------------|--|-----------------------------|

2 地域特性や地域資源を活用した魅力ある地域環境の創出を促進

| 補助事業の種類 (メニュー) | 補助事業の内容 | 補助対象経費 |
|------------------------------|--|--|
| (1) 地産地消型再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業 | <p>ア 区市町村が実施する地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) (1)から(7)までのいずれかの再生可能エネルギーについて、①～④のいずれかの取組を実施すること。</p> <p>(1) 太陽光発電・太陽熱利用</p> <p>(2) 地中熱利用</p> <p>(3) 間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用</p> <p>(4) 小水力発電</p> <p>(5) 小型風力発電</p> <p>(6) 温度差熱利用</p> <p>(7) 地熱発電（温泉利用）</p> <p>①地産地消型再生可能エネルギー設備を公共施設等に導入する取組を実施すること。</p> <p>②地産地消型再生可能エネルギー設備の導入を補助する取組を実施すること。</p> <p>③(1)太陽光発電・太陽熱利用(2)地中熱利用について、ソーラー屋根台帳及び地中熱ポテンシャルマップのデータを活用した取組を実施すること。</p> <p>④(3)間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用について、各区市町村の区域内外での木質バイオマスの流通を推進する仕組みを構築すること。</p> <p>(イ) ア(ア)①及び②については、必要に応じて、当該再生可能エネルギー発電設備と同時に蓄電池の設置を行うこと。</p> <p>(ウ) ア(ア)①を実施するに当たっては、事前に実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと（過去に実施している場合を除く。）。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、地産地消型再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |
| (2) 島しょ地域における再生可能エネルギー利 | <p>ア 島しょ地域において、環境確保条例第2条第4号の3に規定するエネルギー（以下「再生可能エネル</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>用の促進事業</p> | <p>ギー」という。)の利用を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 必要に応じて、再生可能エネルギーの利用に資する、また島内の電力システムの安定のために必要な設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>(イ) 再生可能エネルギーの利用に係る各町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと（過去に実施している場合を除く。）。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、島しょ地域における再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |
| <p>(3)再生可能エネルギー利用の防災拠点等整備推進事業</p> | <p>ア 災害時に住民等の生活を守る地域の防災拠点及び避難所等（区市町村が協定等を結んだ民間施設等も含む。）において、再生可能エネルギーで災害時等に必要な電力を確保する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 太陽光発電、風力発電又は小水力発電のいずれかの再生可能エネルギーを導入する取組を実施すること。</p> <p>(イ) 太陽光発電又は風力発電を導入する場合は、蓄電池についても導入すること。</p> <p>(ウ) 導入設備の規模は、災害時における使用機器の消費電力を調査し、必要最低限の電力の積み上げにより算出すること。</p> <p>(エ) 必要に応じて、太陽光発電設備及び蓄電池が一体となったLED街路灯及びLED屋内照明を導入すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、再生可能エネルギー利用の防災拠点等整備の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |
| <p>(4)樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事</p> | <p>ア 地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるも</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費（ビオトー</p> |

| | | |
|---------------------|--|--|
| 業 | <p>のに基づき、地域における多様な主体と連携して行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組であって、次に掲げるいずれかに該当するものを実施すること。</p> <p>(ア) 里山、樹林地（防風林、屋敷林、動植物の生息・生育環境として自然環境上保全すべきものを含む。）などの自然地の生態系を保全する取組</p> <p>(イ) 湧水、水路などの水辺の生態系を保全する取組</p> <p>(ウ) 希少種を保護する取組</p> <p>エ アの取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>オ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>カ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>ブ（特定の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた均質な限られた生物生息空間のことをいう。水辺のものに限る。）の創出に係る経費に限る。）並びに負担金補助及び交付金</p> |
| (5) 花と樹木による緑化推進事業 | <p>ア 個人又は民間団体等との連携により、都内に植栽、花壇等（壁面緑化を含む。）の設置を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 都民等の目に触れる場所又は都民等が立ち入ることができる場所（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園を除く。）への植栽、花壇等の設置であること。</p> <p>(イ) 植栽面積が25㎡以上であること（空き家対策により更地になった土地に植栽する場合を除く。）。</p> <p>(ウ) 植栽は、草花（地被植物のみの場合を除く。）若しくは樹木により行うこと。</p> <p>エ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>オ アの取組の内容を周知するとともに、花と樹木による緑化の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費、原材料費並びに負担金補助及び交付金のうち、付表1の左欄に掲げる設置に係るものにあつては、当該右欄に定める額を上限とする。</p> |
| (6) 人的被害を及ぼす外来種防除事業 | <p>ア 目的、区域、期間、対象種の早急な根絶に向けた取組内容等の定めがある防除計画であつて知事が適当と認めるものに基づき、人の生命及び身体に被害</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び</p> |

| | | |
|---|--|------------------------------------|
| | <p>を及ぼすものとして付表2の右欄に掲げる種名等(亜種又は変種を含む。)に属する特定外来生物(以下「危険な特定外来生物」という。)の捕獲、採取、殺処分その他防除の取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、区域における対象種の根絶を前提とした補助事業完了後の防除方針を作成すること。当該方針には、対象種の根絶状況を確認する手法を記載すること。ただし、補助事業が完了するときまでに対象種の根絶が確認されている場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、危険な特定外来生物の防除を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>交付金</p> |
| <p>(7) 江戸のみどり復活事業(生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業)</p> | <p>ア 区市町村が所有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)において、生物多様性の保全・回復に寄与する在来種(都内に本来自然分布している種をいう。以下同じ。)の植栽を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査(現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう。)を行うこと。</p> <p>(イ) (ア)の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽の計画・設計を行うこと。複数本の樹木、草等を植栽する計画・設計とし、植栽する樹木、草等の全てについて在来種を使用すること。</p> <p>(ウ) 植栽を行うに当たっては、高木種、中木種、低木種及び草本類を組み合わせ、多階層な植栽となるよう努めること。</p> <p>(エ) 立案した計画・設計を基に、植栽施工を行うこと。施工後は、生物多様性保全・回復のために在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置すること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、区市町村内におけるエコロジカル・ネットワークの形成に向けた基本方針を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに同様の方針を策定している場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をする</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等及び工事請負費</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>こと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | |
|--|---|--|

備考

- 1 「希少生物種」とは、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」（東京都環境局）及び「東京都の保護上重要な野生生物種（島しょ部）～東京都レッドリスト～2011年版」（東京都環境局）に掲載された野生生物種のうち、カテゴリーが絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN 及び CR+EN）、絶滅危惧Ⅱ類（VU）及び準絶滅危惧（NT）並びに情報不足（DD）に該当する種をいう。
- 2 「屋敷林」とは、主として在来植物で構成された保全すべき樹林として区市町村が認定するものであり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。
 - (1) 計画性をもって仕立てられた複数の樹木からなること。
 - (2) 私有地内にあること。
 - (3) 居住空間に隣接し、又は取り囲まれていること。

3 将来的な広域展開に向けて先駆的な取組をモデル事業として推進

| 補助事業の種類 (メニュー) | 補助事業の内容 | 補助対象経費 |
|---------------------------------|--|--|
| (1) 既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業 | <p>ア 既存の共同住宅の共用部分における節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 共同住宅の所有者又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律 68 号）第 3 条に規定する団体をいう。以下同じ。）と連携した取組であること。</p> <p>(イ) 共同住宅の所有者又は管理組合に対して、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うため、コンサルタントを派遣すること。</p> <p>イ アの取組によるエネルギー消費量及びCO2 排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、区市町村の区域内の既存の共同住宅の所有者及び管理組合を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として報酬等 |
| (2) EV コミュニティバス導入事業 | <p>ア 主に地域住民の利用を目的として区市町村が主体的に運行を確保するバスに電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入する（以下「次世代バス」という。）取組を実施すること。</p> <p>イ 必要に応じて、充電設備及び当該充電設備に再生可能エネルギーを変換した電気を供給する設備の設置等を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の実施による次世代バスの利用実績、エネルギー消費量等及びCO2 排出量の削減効果の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、ウの結果を公表し、次世代バスの利用推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金 |
| (3) ICT 技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業 | <p>ア 自転車シェアリングシステムを導入する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 自転車シェアリングシステムの導入に係</p> | 補助事業の実施に必要な経費として報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、システ |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>る計画の策定、調査又は事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>(イ) 導入する自転車シェアリングシステムは、他の区市町村との連携による相互利用が可能な汎用性の高いものであり、かつ、解錠、個人認証等の管理については、交通系ＩＣカード、スマートフォン等を用いて簡便に自転車を利用できる方式を採用すること。</p> <p>(ウ) 海外からの来訪者でも容易に利用できるように環境整備（多言語対応）を行うこと。</p> <p>(エ) 必要に応じて、歩行者の安全対策、放置自転車の誘発防止対策、利用者に対する自転車のルール・マナーの普及啓発など、自転車シェアリング運営事業者ではなく区市町村が地域の行政課題として対応すべき取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組によるエネルギー消費量等及び CO2 排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、自転車シェアリングに係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>ム開発費、自転車シェアリング設備の設置工事に係る経費を除き、また、付表 1 の左欄に掲げる事業に対し、当該右欄に定める額を上限とする。）</p> |
| <p>(4) 超高齢化社会の到来を見据えた新たな資源循環施策の推進事業</p> | <p>ア 超高齢化社会の到来を見据え、遺品整理、ごみ屋敷等の課題の検討に必要な調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、超高齢化社会の到来により見込まれる課題解決に必要な取組を実施するための計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、超高齢化社会の到来により発生する課題解決に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |
| <p>(5) 次世代を担う環境人材育成事業</p> | <p>ア 持続可能な社会を構築するための環境学習を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 地域に根差した環境リーダーを区市町村が認定すること。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として報酬等</p> |

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| | <p>(イ) 区市町村が認定した環境リーダーが、地域のフィールドを生かし、地域の団体等と連携した、環境学習活動及び人材育成を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、環境リーダーの取組の周知を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | |
| <p>(6) 賞味期限等が短い食品の有効活用推進事業</p> | <p>ア 賞味期限・消費期限が短い食品のロスを削減する取組であって、賞味期限等の短い食品ロスの実態に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。</p> <p>イ 必要に応じて、業務用冷蔵庫・冷凍庫や輸送の際の保冷車、食品の入出庫管理機器の導入などのハード面や、保険への加入や食品衛生責任者の資格取得などのソフト面の支援を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

備考 「自転車シェアリングシステム」とは、自転車の共同利用サービスであって、一定の地域内に複数配置された無人式のサイクルステーションで自由に自転車の貸出し及び返却を行うことができ、貸出しを行ったサイクルステーションとは異なるサイクルステーションでの返却が可能な仕組みをいう。

付表1 補助対象経費の上限

| | |
|---|--|
| 別表の2(5)アに規定する植栽、花壇等の設置 | 植栽、花壇等1箇所当たり20,000,000円 |
| ソフト事業(別表の3(3)ア(ア)に規定する取組のうち、自転車シェアリングシステムの導入に係る設備の設置を除いた取組の実施をいう。) | 10,000,000円 |
| ハード事業(設備)(別表の3(3)ア(ア)に規定する取組のうち、自転車シェアリングシステムの導入に係る設備の設置の実施をいう。以下同じ。) | ハード事業(設備)とハード事業(安全対策等)の補助対象経費を合算して100,000,000円 |
| ハード事業(安全対策等)(別表の3(3)ア(エ)に規定する区市町村が地域の行政課題として対応すべき取組の実施をいう。以下同じ。) | |

付表2 危険な特定外来生物

| 分類 | 種名等 |
|---------|---------------------------------|
| クモ・サソリ類 | キョクトウサソリ科の全種 |
| | Atrax 属の全種 (ジョウゴグモ科の1属) |
| | Hadronyche 属の全種 (ジョウゴグモ科の1属) |
| | L. reclusa (イトグモ科の1種) |
| | L. laeta (イトグモ科の1種) |
| | L. gaucho (イトグモ科の1種) |
| | ゴケグモ属の全種※ |
| 昆虫類 | ヒアリ |
| | アカカミアリ |
| | コカミアリ |
| | ツマアカスズメバチ |

※ハイイロゴケグモ及びセアカゴケグモを含む。